

審査の結果の要旨

論文提出者氏名 篠田 真理子

本論文の狙い

本研究は近年活発になってきた環境史学の流れに棹さず研究であり、日本における天然記念物(研究対象同時の正式表記は「天然記念物」)制度の解明を試みた論考である。

日本において、天然記念物という制度は1919年に法律という支えを得て以降、連綿と存続してきた。しかし、単独の樹を1本指定するなどといった性格から、今日では、面としての保護・保全を目指す自然保護には、ほとんど役立っていないのではないかという批判も存在する。本論文で篠田氏が試みたのは、天然記念物という制度を当時の文脈で理解することである。その結果、そうした批判がいかに現在からの視点のみにとらわれているかが明らかになっている。

本論文の構成

本論文は制度が成立する以前において、天然記念物なる概念がいかにして生みだされたかが探求される(1章)。そして、「史蹟名勝天然記念物保存法」の成立(1919年)以降、文化財保護法が成立(1949年)し、その一部に組み込まれるまで、天然記念物という制度がいかに展開してきたかが検討される(2-4章)。しかるのち、当該制度を支えてきた人々について、学者層の動向(5章)や地方において実際保存に尽力したさまざまな人々の様相(6-9章)が解明される。

本論文における寄与

本論文の寄与は以下の点にある。

- (1)天然記念物に関して、これまで断片的な研究はあるが、一定期間のまとまった通史を明らかにした試みはない。本研究によって、初めて天然記念物という制度の全体像を明らかにする筋道がつけられた。
- (2)天然記念物という制度は、制度が成立する以前に、まず概念として成立した。通常、記念物という概念は人為的な対象に付与される。したがって、天然物を記念物とみなすためには、それ相応の理論的構築が必要になる。かつてその嚆矢はシャトーブリアンとされてきたが、篠田氏はジェファソンにまで遡らせる意欲的な仮説を提起した。
- (3)日本において、天然記念物という制度は、当初、徳川頼倫というパトロンに頼ることで運営が保障されていた。しかし、徳川頼倫の死後、財政的基盤が脆弱になった。政府も資金を調達することはかなわなかった。こうした危機を救ったのが、民間人による記念物保存運動であった。

これまでの天然記念物に関する論考では、学者層の動向のみが追われていたが、天然記念物という制度は学者のみでは十全に機能することになく、民間人にネットワークに支えられて初めて運営がうまくいったことを明らかにした。

また、民間人のネットワークが作られたのは、教師がキャリアアップをはかるための文部省検定(いわゆる文検)によって、教師層が周囲の自然の知識を持つことが期待されたためであることも解明した。

(4)天然記念物という制度は当初より、自然保護という機能だけでなく、地方振興運動の側面をもっていたことも鮮明にした。したがって、冒頭の批判は、天然記念物なる制度の自然保護に関する側面しか見ていない一面的批判であることも明確にした。

審査委員からの指摘

審査員からは、いくつかの質問・指摘がなされた。

まず、天然記念物は、植物・動物・鉱物の各部門から成っているが、本論文で考察されているのは、主に植物の部門である。植物の部門からの知見がどの程度天然記念物一般に当てはまるのかはなお検討の余地があるのではないかという指摘がなされた。

次に、天然記念物なる制度においては、自然保護および地方振興という2契機が共存していたことは納得できたが、両者の関係のダイナミクスがなお不明であるとの指摘がなされた。

最後に、民間にネットワークについて、関与した人物の一部しか具体的な経歴等を明らかにすることに成功せず、民間のネットワーク概要を解明したというには時期尚早ではないかという指摘があった。

以上は確かに本研究の欠落部を指摘しているが、考察対象が植物に偏っていたとしても、あるいは活動を解明したのが一部の人物に限られていたにせよ、全貌の解明を待たずとも一定程度の結論を引き出せることより、民間のネットワークの全貌解明などは今後の課題であろうことが確認された。

結論

以上のように、篠田氏の論文は、天然記念物制度について体系的な描像を与えることに成功している。環境史学においては、その成立期に、「郷土史としての環境史」を明らかにする必要性を中山茂氏が指摘していたが、本研究はその課題に見事に応えるものとなっている。また、上記のように、個別にも独自の指摘・貢献が数点見られることにより、審査委員全員から、博士(学術)にふさわしいものであると評価された。

したがって、本審査委員会は博士(学術)の学位を授与するにふさわしいものと認定する。